いすみ市告示第146号の２

市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例の一部を改正する条例が公布されたので、いすみ市と市原市との間における一般廃棄物（燃やすごみ）の焼却処理に関する事務の委託に関する規約第10条第３項の規定により告示する。

令和８年９月25日

いすみ市長　　小　路　正　和

市資循第２６８６号
令和８年９月２５日

いすみ市長　小路　正和　様

市原市長　小出　譲治

委託事務の管理及び執行について適用される条例の改正について（通知）

市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例の一部を改正する条例（市原市条例第３１号）を令和８年９月１７日に公布したので、いすみ市と市原市との間における一般廃棄物（燃やすごみ）の焼却処理に関する事務の委託に関する規約第１０条第２項の規定により、通知する。

市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 17 日

市原市長　小太 褒弘

市原市条例第 31 号

市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例の一部を改正する条例

市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例（平成６年市原市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第２１条中「同条第３項」を「同条第４項」に改める。

附　則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和８年法律第４３号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例（平成６年市原市条例第２０号）新旧対照表

改正案	現行
○市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例 平成６年７月５日 条例第２０号	○市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例 平成６年７月５日 条例第２０号
（目的） 第１条　この条例は、市、事業者及び市民が一体となって、廃棄物を適正に処理し、及び廃棄物の排出抑制、再生利用等による廃棄物の減量を行うことにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源の有効な利用を図り、もって市民の健康で快適な生活環境の確保に資することを目的とする。	（目的） 第１条　この条例は、市、事業者及び市民が一体となって、廃棄物を適正に処理し、及び廃棄物の排出抑制、再生利用等による廃棄物の減量を行うことにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源の有効な利用を図り、もって市民の健康で快適な生活環境の確保に資することを目的とする。
（定義） 第２条　この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）の例による。	（定義） 第２条　この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）の例による。
２　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	２　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　事業系廃棄物　事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。	(1)　事業系廃棄物　事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
(2)　事業系一般廃棄物　事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。	(2)　事業系一般廃棄物　事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
(3)　廃棄物処理業者　廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うこ	(3)　廃棄物処理業者　廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うこ

とのできる者をいう。

（市の責務）

第３条　市は、廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるとともに、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、施設の整備及び作業方法の改善を図る等能率的な運営に努めるものとする。

２　市は、あらゆる機会を通じて市民及び事業者が廃棄物の排出を抑制し、及び再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図るよう意識の啓発をしなければならない。

３　市は、廃棄物の適正な処理及び減量に関する市民及び事業者の自主的な活動を積極的に支援しなければならない。

４　市は、廃棄物に関する情報を収集し、整理し、及び活用しなければならない。

５　市は、できる限り再生品を使用するとともに、市の施設で発生する廃棄物を適正に分別し、その再生利用を図ることにより、自ら廃棄物の減量に努めるものとする。

（事業者の責務）

第４条　事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、事業系廃棄物の排出を抑制し、再生利用等を図ることにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

２　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用することが可能な製品、容器等の開発に努めるとともに、それらの修理及び回収体制の確保等により廃棄物の減量に努めなければならない。

とのできる者をいう。

（市の責務）

第３条　市は、廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるとともに、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、施設の整備及び作業方法の改善を図る等能率的な運営に努めるものとする。

２　市は、あらゆる機会を通じて市民及び事業者が廃棄物の排出を抑制し、及び再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図るよう意識の啓発をしなければならない。

３　市は、廃棄物の適正な処理及び減量に関する市民及び事業者の自主的な活動を積極的に支援しなければならない。

４　市は、廃棄物に関する情報を収集し、整理し、及び活用しなければならない。

５　市は、できる限り再生品を使用するとともに、市の施設で発生する廃棄物を適正に分別し、その再生利用を図ることにより、自ら廃棄物の減量に努めるものとする。

（事業者の責務）

第４条　事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、事業系廃棄物の排出を抑制し、再生利用等を図ることにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

２　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用することが可能な製品、容器等の開発に努めるとともに、それらの修理及び回収体制の確保等により廃棄物の減量に努めなければならない。

3　事業者は、廃棄物の適正な処理及び減量の推進に関し、市の施策に協力しなければならない。	3　事業者は、廃棄物の適正な処理及び減量の推進に関し、市の施策に協力しなければならない。
（市民の責務）	（市民の責務）
第５条　市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分するなど、廃棄物の減量に努めなければならない。	第５条　市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分するなど、廃棄物の減量に努めなければならない。
２　市民は、廃棄物の適正な処理及び減量の推進に関し、廃棄物の分別の徹底及び資源回収を積極的に行う等、市の施策に協力しなければならない。	２　市民は、廃棄物の適正な処理及び減量の推進に関し、廃棄物の分別の徹底及び資源回収を積極的に行う等、市の施策に協力しなければならない。
（環境審議会への諮問）	（環境審議会への諮問）
第６条　市長は、廃棄物の適正な処理及び減量の推進に関する事項について調査審議するため、市原市環境審議会に諮問することができる。	第６条　市長は、廃棄物の適正な処理及び減量の推進に関する事項について調査審議するため、市原市環境審議会に諮問することができる。
（平１８条例２４・全改）	（平１８条例２４・全改）
（投棄の禁止）	（投棄の禁止）
第７条　何人も、みだりに廃棄物を投棄してはならない。	第７条　何人も、みだりに廃棄物を投棄してはならない。
（清潔の保持）	（清潔の保持）
第８条　土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。	第８条　土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。
２　何人も、公園、広場、キャンプ場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。	２　何人も、公園、広場、キャンプ場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

3　前項に規定する場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保たなければならない。	3　前項に規定する場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保たなければならない。
（飲料容器等の散乱防止）	（飲料容器等の散乱防止）
第９条　缶、瓶その他の容器により飲食物を販売する者は、使用後の容器の散乱防止等により、周囲を清潔に保たなければならない。	第９条　缶、瓶その他の容器により飲食物を販売する者は、使用後の容器の散乱防止等により、周囲を清潔に保たなければならない。
2　前項に定める者は、使用後の容器を分別し回収するための施設を設置し、常に適正な管理をするように努めなければならない。	2　前項に定める者は、使用後の容器を分別し回収するための施設を設置し、常に適正な管理をするように努めなければならない。
（土地の管理）	（土地の管理）
第１０条　土地を所有する者（以下「所有者」という。）は、その土地にみだりに廃棄物が捨てられないように、適正に管理しなければならない。	第１０条　土地を所有する者（以下「所有者」という。）は、その土地にみだりに廃棄物が捨てられないように、適正に管理しなければならない。
2　所有者は、その土地に廃棄物が捨てられたときは、自ら処理するよう努めなければならない。	2　所有者は、その土地に廃棄物が捨てられたときは、自ら処理するよう努めなければならない。
3　市長は、所有者が管理を怠り当該土地の周囲の住民の生活環境を著しく害していると認めるときは、所有者に対して、必要な措置を講ずるよう指示することができる。	3　市長は、所有者が管理を怠り当該土地の周囲の住民の生活環境を著しく害していると認めるときは、所有者に対して、必要な措置を講ずるよう指示することができる。
（一般廃棄物処理計画）	（一般廃棄物処理計画）
第１１条　市長は、一般廃棄物処理計画を告示するものとする。	第１１条　市長は、一般廃棄物処理計画を告示するものとする。
2　前項の処理計画に著しい変更があったときは、その都度告示するものとする。	2　前項の処理計画に著しい変更があったときは、その都度告示するものとする。
（家庭系廃棄物の処理）	（家庭系廃棄物の処理）

第１２条　占有者等は、自ら処分できない一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物（以下「家庭系廃棄物」という。）については、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を適正に分別し、保管し、及び排出するものとする。

２　占有者等は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物のうち、燃やすごみ及び燃やさないごみについては、市長が指定する袋（以下「指定ごみ袋」という。）に収納し、一般廃棄物処理計画で定める所定の場所（以下「ごみステーション」という。）に搬出するものとする。ただし、市長が別に認める場合はこの限りでない。

３　市は、一般廃棄物処理計画に基づき、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

（資源物の収集又は運搬の禁止等）

第１３条　ごみステーションに排出された廃棄物のうち、資源として利用することができるものとして規則で定めるもの（以下「資源物」という。）については、市長又は市長が指定する者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならない。

２　市長は、前項の規定に違反して資源物の収集又は運搬をしている者に対し、当該収集又は運搬を中止して当該収集又は運搬に係る資源物を市長の指定する場所に運搬すること及び当該ごみステーション又は他のごみステーションに排出された資源物の収集又は運搬をしてはならないことを命ずることができる。

第１２条　占有者等は、自ら処分できない一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物（以下「家庭系廃棄物」という。）については、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を適正に分別し、保管し、及び排出するものとする。

２　占有者等は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物のうち、燃やすごみ及び燃やさないごみについては、市長が指定する袋（以下「指定ごみ袋」という。）に収納し、一般廃棄物処理計画で定める所定の場所（以下「ごみステーション」という。）に搬出するものとする。ただし、市長が別に認める場合はこの限りでない。

３　市は、一般廃棄物処理計画に基づき、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

（資源物の収集又は運搬の禁止等）

第１３条　ごみステーションに排出された廃棄物のうち、資源として利用することができるものとして規則で定めるもの（以下「資源物」という。）については、市長又は市長が指定する者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならない。

２　市長は、前項の規定に違反して資源物の収集又は運搬をしている者に対し、当該収集又は運搬を中止して当該収集又は運搬に係る資源物を市長の指定する場所に運搬すること及び当該ごみステーション又は他のごみステーションに排出された資源物の収集又は運搬をしてはならないことを命ずることができる。

3　市長は、第１項の規定に違反して資源物の収集又は運搬をした者に対し、当該収集又は運搬に係る資源物を市長が指定する場所に運搬すること及び当該ごみステーション又は他のごみステーションに排出された資源物の収集又は運搬をしてはならないことを命ずることができる。	3　市長は、第１項の規定に違反して資源物の収集又は運搬をした者に対し、当該収集又は運搬に係る資源物を市長が指定する場所に運搬すること及び当該ごみステーション又は他のごみステーションに排出された資源物の収集又は運搬をしてはならないことを命ずることができる。
（平２１条例２３・追加）	（平２１条例２３・追加）
（事業系廃棄物の処理）	（事業系廃棄物の処理）
第１４条　事業者は、事業系廃棄物を自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物処理業者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。	第１４条　事業者は、事業系廃棄物を自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物処理業者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。
2　市は、家庭系廃棄物の円滑な処理に妨げがないと認められるときは、事業系廃棄物のうち、事業系一般廃棄物の処理を行うものとする。	2　市は、家庭系廃棄物の円滑な処理に妨げがないと認められるときは、事業系廃棄物のうち、事業系一般廃棄物の処理を行うものとする。
3　事業者及び廃棄物処理業者（以下「事業者等」という。）が事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入しようとするときは、市長が別に定める受入基準によらなければならない。	3　事業者及び廃棄物処理業者（以下「事業者等」という。）が事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入しようとするときは、市長が別に定める受入基準によらなければならない。
4　市は、事業者等が前項の受入基準に従わない場合は、当該廃棄物の受入を制限し、又は拒否することができる。	4　市は、事業者等が前項の受入基準に従わない場合は、当該廃棄物の受入を制限し、又は拒否することができる。
（平２１条例２３・旧第１３条繰下）	（平２１条例２３・旧第１３条繰下）
（簡易包装等の推進）	（簡易包装等の推進）
第１５条　事業者は、物の販売等に際して簡易な包装をし、再生利用できるものは回収を行う等により、廃棄物の減量に努めなければならない。	第１５条　事業者は、物の販売等に際して簡易な包装をし、再生利用できるものは回収を行う等により、廃棄物の減量に努めなければならない。
2　市民は、物の購入等に際して、簡易な包装に協力しなければならな	2　市民は、物の購入等に際して、簡易な包装に協力しなければならな

い。

3　市長は、簡易な包装の推進を図るため、事業者及び市民に対して必要な措置を講ずるものとする。

（平２１条例２３・旧第１４条繰下）

（多量排出事業者等の責務）

第１６条　多量排出事業者等（市長が事業系一般廃棄物を多量に排出すると認める者をいう。以下同じ。）は、廃棄物の排出を抑制し、再生利用を行うことにより廃棄物の減量に努めるとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

（平２１条例２３・旧第１５条繰下）

（計画書の提出等）

第１７条　多量排出事業者等は、自ら所有し、又は管理する建築物等（以下「事業用建築物等」という。）から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市長が別に定める計画書（以下単に「計画書」という。）を提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　市長は、計画書に関し、事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正な処理のため必要があると認めたときは、多量排出事業者等に対し、期限を定めて、計画書の変更を指示することができる。

（平２１条例２３・旧第１６条繰下）

（事業系一般廃棄物管理責任者）

い。

3　市長は、簡易な包装の推進を図るため、事業者及び市民に対して必要な措置を講ずるものとする。

（平２１条例２３・旧第１４条繰下）

（多量排出事業者等の責務）

第１６条　多量排出事業者等（市長が事業系一般廃棄物を多量に排出すると認める者をいう。以下同じ。）は、廃棄物の排出を抑制し、再生利用を行うことにより廃棄物の減量に努めるとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

（平２１条例２３・旧第１５条繰下）

（計画書の提出等）

第１７条　多量排出事業者等は、自ら所有し、又は管理する建築物等（以下「事業用建築物等」という。）から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市長が別に定める計画書（以下単に「計画書」という。）を提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　市長は、計画書に関し、事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正な処理のため必要があると認めたときは、多量排出事業者等に対し、期限を定めて、計画書の変更を指示することができる。

（平２１条例２３・旧第１６条繰下）

（事業系一般廃棄物管理責任者）

第１８条　多量排出事業者等は、別に定めるところにより、事業系一般廃棄物管理責任者を、市長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

２　事業系一般廃棄物管理責任者は、事業用建築物等から生ずる一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、計画書の内容を達成するよう努めなければならない。

（平２１条例２３・旧第１７条繰下）

（排出禁止物）

第１９条　市民又は事業者（以下「市民等」という。）は、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に際して、次に掲げる物を排出してはならない。

(1)　有毒性物質を含む物

(2)　著しく悪臭を発する物

(3)　危険性のある物

(4)　容積又は重量の著しく大きい物

(5)　その他生活環境の保全のために特に適正な処理を必要とする物又は本市の行う処理等に支障を及ぼすおそれのある物

２　市民等は、前項各号に掲げる一般廃棄物の保管、運搬、処分等を行おうとするとき、又は特別管理一般廃棄物を排出しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

（平２１条例２３・旧第１８条繰下）

第１８条　多量排出事業者等は、別に定めるところにより、事業系一般廃棄物管理責任者を、市長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

２　事業系一般廃棄物管理責任者は、事業用建築物等から生ずる一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、計画書の内容を達成するよう努めなければならない。

（平２１条例２３・旧第１７条繰下）

（排出禁止物）

第１９条　市民又は事業者（以下「市民等」という。）は、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に際して、次に掲げる物を排出してはならない。

(1)　有毒性物質を含む物

(2)　著しく悪臭を発する物

(3)　危険性のある物

(4)　容積又は重量の著しく大きい物

(5)　その他生活環境の保全のために特に適正な処理を必要とする物又は本市の行う処理等に支障を及ぼすおそれのある物

２　市民等は、前項各号に掲げる一般廃棄物の保管、運搬、処分等を行おうとするとき、又は特別管理一般廃棄物を排出しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

（平２１条例２３・旧第１８条繰下）

（適正処理困難物の指定等）

第２０条　市長は、製品、容器等で、廃棄された場合にその適正な処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）を指定することができる。

２　市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

（平２１条例２３・旧第１９条繰下）

（廃棄物の自己処理の基準）

第２１条　市民等は、自ら廃棄物を収集、運搬又は処分（再生を含む。）するときは、法第６条の２第２項に規定する一般廃棄物処理基準又は同条第４項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準に従い処理しなければならない。

（平２１条例２３・旧第２０条繰下）

（廃棄物の処理の届出）

第２２条　市民は、臨時又は継続して多量の一般廃棄物を排出しようとする場合は、あらかじめ市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

（平２１条例２３・旧第２１条繰下）

（産業廃棄物の処理）

第２３条　法第１１条第２項の規定により市が産業廃棄物を処理する場合には、一般廃棄物の処理に支障が生じない範囲内において、市長が

（適正処理困難物の指定等）

第２０条　市長は、製品、容器等で、廃棄された場合にその適正な処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）を指定することができる。

２　市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

（平２１条例２３・旧第１９条繰下）

（廃棄物の自己処理の基準）

第２１条　市民等は、自ら廃棄物を収集、運搬又は処分（再生を含む。）するときは、法第６条の２第２項に規定する一般廃棄物処理基準又は同条第３項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準に従い処理しなければならない。

（平２１条例２３・旧第２０条繰下）

（廃棄物の処理の届出）

第２２条　市民は、臨時又は継続して多量の一般廃棄物を排出しようとする場合は、あらかじめ市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

（平２１条例２３・旧第２１条繰下）

（産業廃棄物の処理）

第２３条　法第１１条第２項の規定により市が産業廃棄物を処理する場合には、一般廃棄物の処理に支障が生じない範囲内において、市長が

種類、数量等を定めてこれを告示する。

2　産業廃棄物を市の施設へ搬入しようとする事業者等は、市長が別に定める受入基準によらなければならない。

3　市長は、事業者等が前項の受入基準に従わない場合は、当該産業廃棄物の受入を制限し、又は拒否することができる。

（平１３条例２７・一部改正、平２１条例２３・旧第２２条繰下）

（業務の委託）

第２４条　市は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市以外の者に委託することができる。

（平２１条例２３・旧第２３条繰下）

（一般廃棄物処理業等の許可）

第２５条　市長は、法第７条第１項若しくは第６項の一般廃棄物処理業の許可又は浄化槽法第３５条第１項の浄化槽清掃業の許可をしたときは、許可証を交付するものとする。

2　前項の規定により許可証の交付を受けた者は、許可証を破損し、又は紛失したときは、再交付を受けなければならない。

（平１５条例２９・一部改正、平２１条例２３・旧第２４条繰下）

（一般廃棄物処理手数料）

第２６条　市が一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分した場合に徴収

種類、数量等を定めてこれを告示する。

2　産業廃棄物を市の施設へ搬入しようとする事業者等は、市長が別に定める受入基準によらなければならない。

3　市長は、事業者等が前項の受入基準に従わない場合は、当該産業廃棄物の受入を制限し、又は拒否することができる。

（平１３条例２７・一部改正、平２１条例２３・旧第２２条繰下）

（業務の委託）

第２４条　市は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市以外の者に委託することができる。

（平２１条例２３・旧第２３条繰下）

（一般廃棄物処理業等の許可）

第２５条　市長は、法第７条第１項若しくは第６項の一般廃棄物処理業の許可又は浄化槽法第３５条第１項の浄化槽清掃業の許可をしたときは、許可証を交付するものとする。

2　前項の規定により許可証の交付を受けた者は、許可証を破損し、又は紛失したときは、再交付を受けなければならない。

（平１５条例２９・一部改正、平２１条例２３・旧第２４条繰下）

（一般廃棄物処理手数料）

第２６条　市が一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分した場合に徴収

する手数料の額は、別表第１及び別表第２により算定した額とする。

２　前項の手数料徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

（平９条例１５・平１２条例２１・一部改正、平２１条例２３・旧第２５条繰下、平２４条例１７・一部改正）

（産業廃棄物の処分費用）

第２７条　法第１３条第２項の規定により市が徴収する産業廃棄物の処分に要する費用は、別表第３により算定した額とする。

（平９条例１５・一部改正、平２１条例２３・旧第２６条繰下、平２４条例１７・一部改正）

（一般廃棄物処理業等に関する許可申請手数料）

第２８条　第２５条第１項の許可を受けようとする者又は同条第２項の許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、次に定める手数料を納付しなければならない。

(1)　一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料　１件につき　１０，０００円

(2)　一般廃棄物処分業許可申請手数料　１件につき　１０，０００円

(3)　浄化槽清掃業許可申請手数料　１件につき　１０，０００円

(4)　一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料　１件につき　５，０００円

(5)　一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料　１件につき　５，０

する手数料の額は、別表第１及び別表第２により算定した額とする。

２　前項の手数料徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

（平９条例１５・平１２条例２１・一部改正、平２１条例２３・旧第２５条繰下、平２４条例１７・一部改正）

（産業廃棄物の処分費用）

第２７条　法第１３条第２項の規定により市が徴収する産業廃棄物の処分に要する費用は、別表第３により算定した額とする。

（平９条例１５・一部改正、平２１条例２３・旧第２６条繰下、平２４条例１７・一部改正）

（一般廃棄物処理業等に関する許可申請手数料）

第２８条　第２５条第１項の許可を受けようとする者又は同条第２項の許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、次に定める手数料を納付しなければならない。

(1)　一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料　１件につき　１０，０００円

(2)　一般廃棄物処分業許可申請手数料　１件につき　１０，０００円

(3)　浄化槽清掃業許可申請手数料　１件につき　１０，０００円

(4)　一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料　１件につき　５，０００円

(5)　一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料　１件につき　５，０

００円

(6) 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料　１件につき　５，０００円

（平９条例１５・一部改正、平２１条例２３・旧第２７条繰下・一部改正）

（手数料の減免）

第２９条　市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料を減免することができる。

（平２１条例２３・旧第２８条繰下）

（報告の徴収等）

第３０条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、法第１８条に定める者以外の者に対して必要な報告を求め、又は指示することができる。

（平２１条例２３・旧第２９条繰下）

（立入検査）

第３１条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、法第１９条に定める者以外の者の事務所その他の必要な場所に立ち入り、廃棄物、資源物、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

００円

(6) 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料　１件につき　５，０００円

（平９条例１５・一部改正、平２１条例２３・旧第２７条繰下・一部改正）

（手数料の減免）

第２９条　市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料を減免することができる。

（平２１条例２３・旧第２８条繰下）

（報告の徴収等）

第３０条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、法第１８条に定める者以外の者に対して必要な報告を求め、又は指示することができる。

（平２１条例２３・旧第２９条繰下）

（立入検査）

第３１条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、法第１９条に定める者以外の者の事務所その他の必要な場所に立ち入り、廃棄物、資源物、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 （平２１条例２３・追加） （委任） 第３２条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 （平２１条例２３・旧第３０条繰下） （罰則） 第３３条　第１３条第２項又は第３項の規定による命令に違反した者は、２０万円以下の罰金に処する。 （平２１条例２３・追加） 第３４条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。 （平２１条例２３・追加） 附　則 （施行期日） 1　この条例は、平成６年１０月１日から施行する。 （市原市廃棄物の処理および清掃に関する条例の廃止） 2　市原市廃棄物の処理および清掃に関する条例（昭和４８年市原市条	3　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 （平２１条例２３・追加） （委任） 第３２条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 （平２１条例２３・旧第３０条繰下） （罰則） 第３３条　第１３条第２項又は第３項の規定による命令に違反した者は、２０万円以下の罰金に処する。 （平２１条例２３・追加） 第３４条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。 （平２１条例２３・追加） 附　則 （施行期日） 1　この条例は、平成６年１０月１日から施行する。 （市原市廃棄物の処理および清掃に関する条例の廃止） 2　市原市廃棄物の処理および清掃に関する条例（昭和４８年市原市条

例第１９号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（市原市清掃事業審議会条例の廃止）

３　市原市清掃事業審議会条例（平成元年市原市条例第３３号。以下「旧審議会条例」という）は、廃止する。

（経過措置）

４　この条例の施行前に旧条例及び旧審議会条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（市原市特別職の職員等の給与および費用弁償支給に関する条例の一部改正）

５　市原市特別職の職員等の給与および費用弁償支給に関する条例（昭和３８年市原市条例第８５号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成９年３月３１日条例第１５号）

この条例は、平成９年７月１日から施行する。

附　則（平成１０年３月３０日条例第１５号）

この条例は、平成１０年７月１日から施行する。

附　則（平成１２年３月１７日条例第２１号）

この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１３年９月２７日条例第２７号）

この条例は、平成１４年１月１日から施行する。ただし、別表第１の

例第１９号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（市原市清掃事業審議会条例の廃止）

３　市原市清掃事業審議会条例（平成元年市原市条例第３３号。以下「旧審議会条例」という）は、廃止する。

（経過措置）

４　この条例の施行前に旧条例及び旧審議会条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（市原市特別職の職員等の給与および費用弁償支給に関する条例の一部改正）

５　市原市特別職の職員等の給与および費用弁償支給に関する条例（昭和３８年市原市条例第８５号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成９年３月３１日条例第１５号）

この条例は、平成９年７月１日から施行する。

附　則（平成１０年３月３０日条例第１５号）

この条例は、平成１０年７月１日から施行する。

附　則（平成１２年３月１７日条例第２１号）

この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１３年９月２７日条例第２７号）

この条例は、平成１４年１月１日から施行する。ただし、別表第１の

改正規定中粗大ごみの項に係る部分は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年１２月２４日条例第２９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１８年７月４日条例第２４号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１８年８月１日から施行する。

（市原市特別職の職員等の給与および費用弁償支給に関する条例の一部改正）

２　市原市特別職の職員等の給与および費用弁償支給に関する条例（昭和３８年市原市条例第８５号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成２１年７月１日条例第２３号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第３２条の次に２条を加える改正規定は、平成２１年１０月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月２７日条例第１７号）

この条例は、平成２４年１０月１日から施行する。

附　則（平成２５年１２月２５日条例第２５号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年１２月２５日条例第２９号）

改正規定中粗大ごみの項に係る部分は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年１２月２４日条例第２９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１８年７月４日条例第２４号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１８年８月１日から施行する。

（市原市特別職の職員等の給与および費用弁償支給に関する条例の一部改正）

２　市原市特別職の職員等の給与および費用弁償支給に関する条例（昭和３８年市原市条例第８５号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成２１年７月１日条例第２３号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第３２条の次に２条を加える改正規定は、平成２１年１０月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月２７日条例第１７号）

この条例は、平成２４年１０月１日から施行する。

附　則（平成２５年１２月２５日条例第２５号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年１２月２５日条例第２９号）

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年１２月２２日条例第４０号）

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（令和４年９月２８日条例第２７号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和８年７月２日条例第２８号）

（施行期日）

１　この条例は、令和９年１０月１日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第３項の規定は令和９年９月１日から施行する。

（準備行為）

２　市長は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為を行うことができる。

３　この条例による改正後の市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例別表第２により算定した一般廃棄物処理手数料の徴収は、この条例の施行の日前においても、改正後の市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例の規定の例により行うことができる。

別表第１（第２６条第１項）

（平２４条例１７・全改、平２５条例２５・平２５条例２９・平２８条例４０・令４条例２７・一部改正）

一般廃棄物処理手数料

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年１２月２２日条例第４０号）

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（令和４年９月２８日条例第２７号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和８年７月２日条例第２８号）

（施行期日）

１　この条例は、令和９年１０月１日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第３項の規定は令和９年９月１日から施行する。

（準備行為）

２　市長は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為を行うことができる。

３　この条例による改正後の市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例別表第２により算定した一般廃棄物処理手数料の徴収は、この条例の施行の日前においても、改正後の市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例の規定の例により行うことができる。

別表第１（第２６条第１項）

（平２４条例１７・全改、平２５条例２５・平２５条例２９・平２８条例４０・令４条例２７・一部改正）

一般廃棄物処理手数料

番号	種別	取扱区分	手数料
1	ごみ（次項から6の項までに定める廃棄物を除く。）	市長の指定する場所に搬入するとき。	10キログラムにつき　200円（10キログラムに満たないものは、10キログラムとする。）
2	粗大ごみ（一般家庭から排出されるものに限る。）	市が収集、運搬及び処分をするとき。	1点につき　1,230円
3	特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物（一般家庭から排出されるものに限る。）	市が収集及び運搬をするとき。	1点につき　2,160円
		市長の指定する場所に搬入するとき。	1点につき　1,080円
4	犬、猫等の死体	市が収集、運搬及び処分をするとき。	1体につき　2,100円
5	し尿	市長が許可した一般廃棄物処理業者が市長の指定する場所に搬入するとき。	10キログラムにつき　4円（10キログラムに満たないものは、10キログラムとする。）
6	浄化槽汚泥	市長が許可した一般	10キログラムにつき　4

番号	種別	取扱区分	手数料
1	ごみ（次項から6の項までに定める廃棄物を除く。）	市長の指定する場所に搬入するとき。	10キログラムにつき　200円（10キログラムに満たないものは、10キログラムとする。）
2	粗大ごみ（一般家庭から排出されるものに限る。）	市が収集、運搬及び処分をするとき。	1点につき　1,230円
3	特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物（一般家庭から排出されるものに限る。）	市が収集及び運搬をするとき。	1点につき　2,160円
		市長の指定する場所に搬入するとき。	1点につき　1,080円
4	犬、猫等の死体	市が収集、運搬及び処分をするとき。	1体につき　2,100円
5	し尿	市長が許可した一般廃棄物処理業者が市長の指定する場所に搬入するとき。	10キログラムにつき　4円（10キログラムに満たないものは、10キログラムとする。）
6	浄化槽汚泥	市長が許可した一般	10キログラムにつき　4

		廃棄物処理業者が市長の指定する場所に搬入するとき。	円（10キログラムに満たないものは、10キログラムとする。）

別表第２（第２６条第１項）

番号	種別	取扱区分	手数料
1	燃やすごみ	指定ごみ袋	容量が45リットル相当のもの1枚につき 45円
2			容量が30リットル相当のもの1枚につき 30円
3			容量が20リットル相当のもの1枚につき 20円
4			容量が10リットル相当のもの1枚につき 10円
5	燃やさないごみ	指定ごみ袋	容量が45リットル相当のもの1枚につき 45円
6			容量が30リットル相当のもの1枚につき 30円
7			容量が20リットル相当のもの1枚につき 20円

		廃棄物処理業者が市長の指定する場所に搬入するとき。	円（10キログラムに満たないものは、10キログラムとする。）

別表第２（第２６条第１項）

番号	種別	取扱区分	手数料
1	燃やすごみ	指定ごみ袋	容量が45リットル相当のもの1枚につき 45円
2			容量が30リットル相当のもの1枚につき 30円
3			容量が20リットル相当のもの1枚につき 20円
4			容量が10リットル相当のもの1枚につき 10円
5	燃やさないごみ	指定ごみ袋	容量が45リットル相当のもの1枚につき 45円
6			容量が30リットル相当のもの1枚につき 30円
7			容量が20リットル相当のもの1枚につき 20円

8			容量が10リットル相当のもの1枚につき 10円

別表第３（第２７条）

（平２４条例１７・全改）

産業廃棄物の処分費用

番号	種別	取扱区分	処分費用
1	産業廃棄物	市長の指定する場所に搬入するとき。	10キログラムにつき 200円（10キログラムに満たないものは、10キログラムとする。）

8			容量が10リットル相当のもの1枚につき 10円

別表第３（第２７条）

（平２４条例１７・全改）

産業廃棄物の処分費用

番号	種別	取扱区分	処分費用
1	産業廃棄物	市長の指定する場所に搬入するとき。	10キログラムにつき 200円（10キログラムに満たないものは、10キログラムとする。）